

## 令和8年経済センサス - 活動調査（甲調査）の審査業務に係る労働者派遣業務仕様書

### 1 業務名

令和8年経済センサス - 活動調査（甲調査）の審査業務に係る労働者派遣業務

### 2 就業場所

香川県庁政策部統計調査課又は市町現地審査6会場  
(別紙就業場所・人員一覧参照)

### 3 派遣期間

令和8年7月22日（水）から令和8年12月18日（金）までのうち、香川県（以下、「甲」という。）が指定する日とする。

### 4 業務内容

(1) 令和8年7月22日（水）から令和8年9月18日（金）まで

香川県庁及び市町現地審査会場において、令和8年経済センサス - 活動調査（甲調査）に係る調査関係書類（『調査区内事業所名簿』及び『調査票』）の記載内容の審査、事業所等への電話による疑義照会及び調査関係書類の修正及び整理を行う。

また、令和8年7月22日（水）に実施する業務説明会の午前の部又は午後の部のいずれかに出席し、説明を受けること。

なお、説明会に参加できない派遣労働者には、資料を配布の上、甲又は説明会に参加した派遣労働者により業務説明を行う。

- ・ 午前の部 9時30分から11時30分まで
- ・ 午後の部 13時30分から15時30分まで

(2) 令和8年10月19日（月）から令和8年12月18日（金）まで

香川県庁において、調査票が未回収の事業所に対する電話による督促業務を行う。

併せて、パソコンによる審査結果のエラー内容の確認、市町への疑義送付作業、調査関係データの修正及び補記、Excel ファイルへの入力、書類の整理及びその他審査業務に付随する事務作業を行う。

また、派遣初日に資料を配布の上、甲により業務説明を行う。

### 5 就業日、就業時間、休憩時間、その他

(1) 就業日

月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

(2) 就業時間

香川県庁及び高松市役所で勤務する日は原則9時から17時までとする。

善通寺市役所、坂出市役所、観音寺市役所、三豊市役所及び丸亀市役所で勤務する日は原則10時から16時までとする。

ただし、業務の進捗状況等に応じて半日勤務又は時間勤務を指定する場合がある。

(3) 休憩時間 12時から13時まで

(4) 時間外労働 なし

### 6 就業日の指定について

甲は遅くとも毎月1日の10日前までに（契約開始月にあつては、契約開始後速やかに）、就業場所ごとに派遣人員、就業時間及び就業日等を指定した翌1か月分の派遣計画を原則として電子メール又は書面により派遣元（以下、「乙」という。）へ提出するものとする。

ただし、派遣計画の提出後に派遣計画の内容に急な変更が生じた場合は、甲は速やかに乙へ派遣計画を再提出し、両者協議の上、乙は調整を行うものとする。

乙は、甲から提出された派遣計画を踏まえて調整を行い、就業場所ごとの調整後の派遣計画（派遣労働者の氏名を含む）を毎月1日の3日前までに（契約開始月にあつては、契約開始後速やかに）甲へ通知するものとする。

## 7 派遣労働者について

### (1) 派遣労働者の要件

派遣労働者は、次の要件を満たすものとする。

- ① 「3 派遣期間」において概ね連続した勤務（週3日以上）が可能であること。
- ② 調査関係書類の審査に支障のない日本語の読み書きが可能であること。
- ③ 就業場所における関係者との円滑な意思疎通が可能であること。
- ④ 「4 業務内容」に記載する電話による応対業務を支障なく行うことができること。
- ⑤ 「4 業務内容」に記載するパソコン業務について、Word及びExcelを含む基本的な操作（各機能の起動及び終了、文章・表の作成、四則演算、平均及び合計等の関数の使用、印刷、各ファイルの保存等）ができること。

### (2) 派遣労働者の交代等

- ① 甲は、派遣労働者が次のいずれかに該当する場合は、その理由を示して派遣労働者の交代を求められることができるものとし、乙は代替の派遣労働者を速やかに派遣するものとする。この場合に生じる費用は、乙の負担とする。
  - (ア) 派遣業務に必要な要件を著しく欠くとき。
  - (イ) 指揮命令に従わないとき。
  - (ウ) 作業状況が著しく誠意を欠くとき。
  - (エ) その他業務遂行に支障を及ぼす言動等が認められるとき。
- ② 審査及び整理業務の円滑な進行のため、派遣労働者をみだりに交代しないこと。派遣労働者が休暇等により一時的に欠員となる場合は、甲との協議により代替の派遣労働者を派遣すること。この場合に生じる費用は、乙の負担とする。
- ③ 派遣労働者がやむを得ない理由により、急遽就業日に欠勤することとなった場合は、乙は速やかにその旨を甲に連絡すること。代替の派遣労働者の手配が困難であると認められる場合は、甲との協議により、前号にかかわらず、当該就業日に代替の労働者を派遣しないことができるものとする。ただし、欠勤に伴う業務の遅延については、業務を遂行するための代替案を甲と別途協議すること。

### (3) 派遣労働者の人数

別紙就業場所・人員一覧のとおり

## 8 責任者

### (1) 派遣先責任者

香川県政策部統計調査課 経済産業統計グループ 課長補佐 平池 直子

電話：087-832-3149(直通) FAX：087-806-0224

### (2) 派遣元責任者

## 9 苦情処理

甲又は乙が苦情の申出を受けたときは、甲においては派遣元責任者に、乙においては派遣先責任者に直ちに連絡するものとする。当該苦情については、甲及び乙が誠意をもって迅速に対応し、相互に連絡調整を行い、その適切な解決に努めるものとする。

## 10 守秘事項等

- (1) 乙は、統計法（平成19年法律第53号）に規定する守秘義務を遵守するほか、派遣労働者が本契約の派遣業務の遂行によって知り得た一切の事項（個人情報を含む）を第三者に漏えいし、書類を無断で複製し、当該審査業務以外に利用し、又は勤務場所から持ち出すことがないよう、派遣労働者に対して必要な教育を行い、派遣期間終了後においても守秘義務を遵守させるよう措置を講じなければならない。  
また、派遣期間の初日までに個人情報保護委員会のホームページで公開されている「個人情報保護制度」に関する動画を視聴するよう派遣労働者に指導すること。  
個人情報保護委員会HP>行政機関等向け資料>地方公共団体向け  
「保有・取得に関するルール」「保管・管理に関するルール～漏えい等の報告等・従事者の義務」  
[https://www.ppc.go.jp/kensyu\\_material](https://www.ppc.go.jp/kensyu_material)
- (2) 乙又は派遣労働者において、上記に関連して事故、苦情、事務過誤等が発生し、又は発生したおそれがある場合は、乙は速やかに応急措置を講じるとともに、その旨を甲に報告し、指示を受けること。
- (3) 上記に関して発生した損害は、乙が補償しなければならない。
- (4) 乙は特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に基づき、県が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じること。

#### 11 派遣労働者への便宜供与に関する事項等

- (1) 各就業場所の建物に附属する設備（トイレ、流し等）、光熱水及び消耗品等は無償で使用できるものとする。ただし、乙又は派遣労働者の重大な過失により設備等に損害を与えた場合は、乙の責任において速やかに復元すること。
- (2) 各就業場所において、派遣労働者が自家用車により通勤する場合は、施設併設の駐車場を利用できるものとする。ただし、香川県庁及び高松市役所においては、自動車の駐車場は利用できないため、乙はあらかじめ派遣労働者に周知すること。

#### 12 派遣労働者への安全衛生に関する事項等

甲及び乙は、労働者派遣法第44条から第47条の4までの規定により課された各法令を遵守し、それぞれに課された責任を負うものとする。

なお、派遣就業中の安全及び衛生については、甲の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、乙の安全衛生に関する規定を適用する。

#### 13 業務内容等の変更

- (1) 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、労働者派遣に係る業務内容、派遣期間又は派遣人数の変更を求めることができるものとする。この場合における業務内容、派遣期間又は派遣人数は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- (2) 前項の場合において、必要があると認めるときは、甲乙協議の上、契約金額を変更できるものとする。

#### 14 法令の遵守

乙は従事者に対する使用者として、労働関係法令等を遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、甲が実地調査を行う場合がある。

なお、実地調査を実施する際、乙は関係書類の提出等に協力すること。

#### 15 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は不明な点が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。
- (2) 毎月の業務完了後、遅滞なく完了報告書を提出すること。